

令和 6 年 第 8 回 博 多 区 選 挙 管 理 委 員 会

令和 6 年 8 月 20 日

議 題

1 議 案

議案第20号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第21号 在外選挙人名簿から抹消する者について

議案第22号 選挙人名簿の登録を行う日について

2 その他

今後の委員会開催について

- ・令和 6 年 9 月 2 日（月） 10 時 00 分～
 - ・令和 6 年 9 月 20 日（金） 10 時 00 分～
- 開催場所 博多区役所 8 階 応接室

議案第20号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年8月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 石田 正明

- 1 抹消する者の数
2, 485人

内 訳

死亡者	178人
市外へ転出後4箇月を経過した者	2,307人

- 2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり

- 3 抹消年月日
令和6年8月20日

(根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

抹 消 者 数 調

令和6年8月20日
博多区選挙管理委員会

番号	投票区名	抹 消 者											
		死亡者			転出者			誤載者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	冷泉	2	2	4	33	10	43	0	0	0	35	12	47
2	奈良屋	3	4	7	65	63	128	0	0	0	68	67	135
3	御供所	2	2	4	10	15	25	0	0	0	12	17	29
4	大浜	1	0	1	42	39	81	0	0	0	43	39	82
5	千代第一	1	4	5	70	62	132	0	0	0	71	66	137
6	千代第二	4	5	9	23	10	33	0	0	0	27	15	42
7	吉塚	3	0	3	66	33	99	0	0	0	69	33	102
8	東吉塚	3	3	6	67	51	118	0	0	0	70	54	124
9	堅粕	4	4	8	84	73	157	0	0	0	88	77	165
10	東光	3	4	7	94	62	156	0	0	0	97	66	163
11	席田	1	0	1	24	24	48	0	0	0	25	24	49
12	月隈	3	7	10	31	23	54	0	0	0	34	30	64
13	東月隈	6	6	12	18	14	32	0	0	0	24	20	44
14	住吉	4	4	8	41	48	89	0	0	0	45	52	97
15	美野島第一	3	2	5	39	30	69	0	0	0	42	32	74
16	美野島第二	3	1	4	29	20	49	0	0	0	32	21	53
17	東住吉	2	2	4	86	95	181	0	0	0	88	97	185
18	春住	5	3	8	72	71	143	0	0	0	77	74	151
19	那珂第一	3	2	5	34	36	70	0	0	0	37	38	75
20	那珂第二	1	0	1	54	35	89	0	0	0	55	35	90
21	那珂第三	5	5	10	26	20	46	0	0	0	31	25	56
22	弥生	2	2	4	14	8	22	0	0	0	16	10	26
23	板付北	5	9	14	17	19	36	0	0	0	22	28	50
24	諸岡	3	1	4	14	19	33	0	0	0	17	20	37
25	板付	7	2	9	37	34	71	0	0	0	44	36	80
26	麦野	1	5	6	44	29	73	0	0	0	45	34	79
27	三筑北	2	1	3	11	16	27	0	0	0	13	17	30
28	三筑南	4	2	6	42	38	80	0	0	0	46	40	86
29	那珂南第一	0	3	3	42	37	79	0	0	0	42	40	82
30	那珂南第二	3	4	7	27	17	44	0	0	0	30	21	51
計		89	89	178	1,256	1,051	2,307	0	0	0	1,345	1,140	2,485

議案第21号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年8月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 石田 正明

- 1 抹消する者の数
1人

内 訳

- | | |
|-------------------------------|----|
| ① 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過したことによる | 1人 |
| ② 死亡による | 0人 |
| ③ 日本国籍を失ったことによる | 0人 |

- 2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり

- 3 抹消年月日
令和6年8月20日

(根拠)

- ・公職選挙法第30条の11の規定による。

議案第22号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和6年9月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和6年8月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 石田 正明

- ・登録を行う日
令和6年9月2日

(根拠)

- ・公職選挙法第22条第1項の規定による。
- ・公職選挙法施行令第14条第1項の規定による。

(注) 選挙人名簿の定時登録に際して登録月の1日が地方公共団体の休日である場合に、登録日を直後の休日以外の日定める場合に提出する。ただし、登録月の1日が選挙期日の公示又は告示日から選挙期日の前日までの間にあるときは、1日が休日の場合であっても、1日に登録を行わなければならない(その際の年齢基準日は選挙期日現在となる。)